

連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

【概要】

連結子法人の個別帰属額等の届出について、連結親法人が連結子法人の個別帰属額等をe-Taxを使用する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする。

